

教育委員会告示第12号

三次市立学校財務事務等取扱要綱等の一部を改正する告示新旧対照表

第1条（三次市立学校財務事務等取扱要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（施設設備の維持管理） 第21条 略 2 校長は、前項の規定により施設整備の修繕等（第9条に規定する範囲内の修繕等を除く。）を申し出る場合には、<u>教育部学校教育課長</u>の定めるところにより所定の手続を行わなければならない。 3 略	（施設設備の維持管理） 第21条 略 2 校長は、前項の規定により施設整備の修繕等（第9条に規定する範囲内の修繕等を除く。）を申し出る場合には、<u>教育委員会学校教育課長</u>の定めるところにより所定の手続を行わなければならない。 3 略

第2条（三次市学校規模適正化検討委員会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（庶務） 第9条 委員会の庶務は<u>教育部教育企画課</u>において処理する。	（庶務） 第9条 委員会の庶務は<u>教育委員会学校教育課</u>において処理する。

第3条（三次市キャリア教育推進委員会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（庶務） 第7条 委員会の庶務は、<u>教育部学校教育課</u>において処理する。	（庶務） 第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会学校教育課</u>において処理する。

第4条（三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する規約の一部改正）

改 正 案	現 行
(事務局) 第 1 1 条 三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する事務局は、 <u>教育部学校教育課</u> に置く。	(事務局) 第 1 1 条 三次市教科用図書採択地区の採択事務に関する事務局は、 <u>教育委員会学校教育課</u> に置く。

第 5 条（三次市学校 L A N 運営委員会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
(庶務) 第 9 条 委員会等の庶務は、 <u>教育部学校教育課</u> において処理する。	(庶務) 第 9 条 委員会等の庶務は、 <u>教育委員会学校教育課</u> において処理する。

第 6 条（三次市学校給食食材安定調達連絡協議会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
(庶務) 第 6 条 協議会の庶務は、 <u>教育部学校教育課</u> において処理する。	(庶務) 第 6 条 協議会の庶務は、 <u>教育委員会学校教育課</u> において処理する。

第 7 条（三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
(庶務) 第 5 条 応援センターの庶務は、 <u>教育部学校教育課</u> が行う。	(庶務) 第 5 条 応援センターの庶務は、 <u>教育委員会学校教育課</u> が行う。

第 8 条（三次市学校支援ネットワーク設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（事務局） 第 4 条 ネットワークの事務局を<u>教育部学校教育課</u>に置き，三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱（平成 18 年三次市教育委員会告示第 12 号）第 2 条に規定するこども応援センターの相談員と連携を図る。 2 略 （庶務） 第 7 条 ネットワークに関する庶務は，<u>教育部学校教育課</u>が行う。	（事務局） 第 4 条 ネットワークの事務局を<u>教育委員会学校教育課</u>に置き，三次市こども応援センターの設置及び運営に関する要綱（平成 18 年三次市教育委員会告示第 12 号）第 2 条に規定するこども応援センターの相談員と連携を図る。 2 略 （庶務） 第 7 条 ネットワークに関する庶務は，<u>教育委員会学校教育課</u>が行う。

第 9 条（三次市幼保小連絡協議会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（事務局） 第 7 条 連絡協議会に事務局を置き，<u>教育部学校教育課</u>において事務を処理する。 2 略	（事務局） 第 7 条 連絡協議会に事務局を置き，<u>教育委員会学校教育課</u>において事務を処理する。 2 略

第 10 条（学力向上総合対策協議会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（庶務） 第 8 条 協議会の庶務は，<u>教育部学校教育課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 協議会の庶務は，<u>教育委員会学校教育課</u>において処理する。

第 1 1 条（三次市放課後子ども教室推進事業実施要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（庶務） 第 1 3 条 子ども教室事業の実施に関する庶務は、<u>社会教育課</u>において処理する。	（庶務） 第 1 3 条 子ども教室事業の実施に関する庶務は、<u>文化と学びの課</u>において処理する。

第 1 2 条（三次市地域部活動検討委員会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（庶務） 第 9 条 委員会の庶務は、<u>教育部学校教育課</u>において処理する。	（庶務） 第 9 条 委員会の庶務は、<u>教育委員会学校教育課</u>において処理する。

第 1 3 条（三次市立三次小学校整備事業に関する検討委員会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（庶務） 第 7 条 委員会の庶務は、<u>教育部教育企画課</u>において処理する。 2 略	（庶務） 第 7 条 委員会の庶務は、<u>教育委員会学校教育課</u>において処理する。 2 略

第 1 4 条（三次市教育振興基本計画策定委員会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行																
（庶務） 第 7 条 委員会の庶務は、<u>教育部教育企画課</u>において処理する。 別表第 1（第 3 条関係） <table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>経営企画部長、<u>地域共創部長</u>、福祉保健部長、子育て支援部長、<u>教育委員会教育部長</u>その他委員長が必要と認める職員</td></tr> </table> 別表第 2（第 3 条関係） <table border="1"> <tr> <td>幹事長</td><td><u>教育部教育企画課長</u></td></tr> <tr> <td>副幹事長</td><td><u>教育部付課長</u>、<u>教育部学校教育課長</u></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>次の課から選出された職員その他委員長が必要と認める職員 <u>経営企画部企画調整課</u>、<u>地域共創部まちづくり交通課</u>、<u>地域共創部共生社会推進課</u>、<u>福祉保健部健康推進課</u>、<u>子育て支援部こども家庭支援課</u>、<u>子育て支援部保育課</u>、<u>教育部学校教育課</u>、<u>教育部社会教育課</u></td></tr> </table>	委員	経営企画部長、 <u>地域共創部長</u> 、福祉保健部長、子育て支援部長、 <u>教育委員会教育部長</u> その他委員長が必要と認める職員	幹事長	<u>教育部教育企画課長</u>	副幹事長	<u>教育部付課長</u> 、 <u>教育部学校教育課長</u>	幹事	次の課から選出された職員その他委員長が必要と認める職員 <u>経営企画部企画調整課</u> 、 <u>地域共創部まちづくり交通課</u> 、 <u>地域共創部共生社会推進課</u> 、 <u>福祉保健部健康推進課</u> 、 <u>子育て支援部こども家庭支援課</u> 、 <u>子育て支援部保育課</u> 、 <u>教育部学校教育課</u> 、 <u>教育部社会教育課</u>	（庶務） 第 7 条 委員会の庶務は、<u>教育委員会文化と学びの課</u>において処理する。 別表第 1（第 3 条関係） <table border="1"> <tr> <td>委員</td><td>経営企画部長、<u>地域振興部長</u>、福祉保健部長、子育て支援部長、<u>教育委員会教育次長</u>その他委員長が必要と認める職員</td></tr> </table> 別表第 2（第 3 条関係） <table border="1"> <tr> <td>幹事長</td><td><u>教育委員会文化と学びの課長</u></td></tr> <tr> <td>副幹事長</td><td><u>教育委員会事務局付課長</u>、<u>教育委員会学校教育課長</u></td></tr> <tr> <td>幹事</td><td>次の課から選出された職員その他委員長が必要と認める職員 <u>経営企画部企画調整課</u>、<u>地域振興部地域振興課</u>、<u>地域振興部定住対策・暮らし支援課</u>、<u>福祉保健部健康推進課</u>、<u>子育て支援部子育て支援課</u>、<u>教育委員会文化と学びの課</u>、<u>教育委員会学校教育課</u></td></tr> </table>	委員	経営企画部長、 <u>地域振興部長</u> 、福祉保健部長、子育て支援部長、 <u>教育委員会教育次長</u> その他委員長が必要と認める職員	幹事長	<u>教育委員会文化と学びの課長</u>	副幹事長	<u>教育委員会事務局付課長</u> 、 <u>教育委員会学校教育課長</u>	幹事	次の課から選出された職員その他委員長が必要と認める職員 <u>経営企画部企画調整課</u> 、 <u>地域振興部地域振興課</u> 、 <u>地域振興部定住対策・暮らし支援課</u> 、 <u>福祉保健部健康推進課</u> 、 <u>子育て支援部子育て支援課</u> 、 <u>教育委員会文化と学びの課</u> 、 <u>教育委員会学校教育課</u>
委員	経営企画部長、 <u>地域共創部長</u> 、福祉保健部長、子育て支援部長、 <u>教育委員会教育部長</u> その他委員長が必要と認める職員																
幹事長	<u>教育部教育企画課長</u>																
副幹事長	<u>教育部付課長</u> 、 <u>教育部学校教育課長</u>																
幹事	次の課から選出された職員その他委員長が必要と認める職員 <u>経営企画部企画調整課</u> 、 <u>地域共創部まちづくり交通課</u> 、 <u>地域共創部共生社会推進課</u> 、 <u>福祉保健部健康推進課</u> 、 <u>子育て支援部こども家庭支援課</u> 、 <u>子育て支援部保育課</u> 、 <u>教育部学校教育課</u> 、 <u>教育部社会教育課</u>																
委員	経営企画部長、 <u>地域振興部長</u> 、福祉保健部長、子育て支援部長、 <u>教育委員会教育次長</u> その他委員長が必要と認める職員																
幹事長	<u>教育委員会文化と学びの課長</u>																
副幹事長	<u>教育委員会事務局付課長</u> 、 <u>教育委員会学校教育課長</u>																
幹事	次の課から選出された職員その他委員長が必要と認める職員 <u>経営企画部企画調整課</u> 、 <u>地域振興部地域振興課</u> 、 <u>地域振興部定住対策・暮らし支援課</u> 、 <u>福祉保健部健康推進課</u> 、 <u>子育て支援部子育て支援課</u> 、 <u>教育委員会文化と学びの課</u> 、 <u>教育委員会学校教育課</u>																

第 1 5 条（三次市教育振興基本計画策定懇話会設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（庶務） 第 9 条 懇話会の庶務は、<u>教育部学校教育課</u>において処理する。	（庶務） 第 9 条 懇話会の庶務は、<u>教育委員会学校教育課</u>において処理する。

第 1 6 条（三次市学芸業務専任職員設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（職員） 第 3 条 専任職員は<u>教育部社会教育課</u>の職員のうち、次の要件を満たすものから教育委員会が任命する。 (1)～(4) 略	（職員） 第 3 条 専任職員は<u>教育委員会事務局文化と学びの課</u>の職員のうち、次の要件を満たすものから教育委員会が任命する。 (1)～(4) 略

第 1 7 条（三次市地域学校協働活動推進員設置要綱の一部改正）

改 正 案	現 行
（事務局） 第 9 条 推進員の庶務は、<u>教育部社会教育課</u>において処理する。	（事務局） 第 9 条 推進員の庶務は、<u>教育委員会文化と学びの課</u>において処理する。